

芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドライン

このガイドラインは、国の「基本的対処方針」等を踏まえ、市の施設における感染拡大防止を図るための基本的事項を示したものです。各施設においては、本ガイドライン及び関係するガイドライン等に基づいて、感染の拡大防止に取り組んでください。

1 利用者に実施していただく事項

(1) 利用の自粛

自宅で検温し、発熱（37℃以上）または咳・咽頭痛その他の感冒様症状を呈しているときは利用を控えてください。

(2) 利用定員数

各室に定められた利用定員数での利用が可能です。

但し、本ガイドラインの趣旨（感染拡大防止）を踏まえ、「三密」の回避（(6)の対人距離の確保を含む）等の基本的な感染対策を前提とした利用をお願いします。

特に、合唱やコーラス、カラオケ、詩吟、民謡、吹奏楽器の演奏、呼気が激しくなる運動（例：卓球、ダンスなど）等を行う場合は、スペースに余裕をもった利用を検討する等、利用者の皆様の健康を守る観点から、感染拡大防止への一層の配慮をお願いします。

(3) 利用時間の短縮

時短要請はありません。

(4) マスクの着用

マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本としますが、重症化リスクが高い方等への配慮を行う観点から、以下の対応へのご協力をお願いします。

ア 施設の共用スペース（食堂やカフェ、トイレ、待合スペース等）においては、重症化リスクが高い方等の利用を想定し、以下のいずれか（下記(ア)又は(イ)）の対応を行うこと。

- (ア) マスクを着用する。
- (イ) マスクを着用しない場合には、他の利用者との距離を大きく確保し、会話を控える等、感染防止への配慮を行う。

イ 施設の共用スペース以外においては、マスクの着用は求めないが、重症化リスクが高い方を含め、参加者が快適に楽しむことができる環境づくりを図るための対応を、イベントの内容等に応じて検討すること。

<例>

- ・座席を設ける場合には、重症化リスクが高い方等の利用を想定した優先座席を設定する（座席の配置の工夫）。
- ・参加有無の判断等に資するため、イベントの開催案内等に感染対策の状況を明記する。

※上記は一例であり、イベントの内容等に応じて検討してください。

ウ マスクを着用しない場合においても、咳・くしゃみのエチケットの徹底にご協力ください。

エ 上記の取扱いに加えて、イベント主催者等が出演者や参加者等に対して、感染対策上の理由等によりマスクの着用を求めることは許容されません。

※ 学校、医療機関、高齢者施設等、施設毎の個別の考え方が国・県により整理されている場合は、その考え方を適用することとします。

(5) 手洗い、手指消毒

ア 施設や部屋の入り口においてアルコール等による手指消毒を行ってください。

イ 上記に加え、各自でこまめな手洗い・手指消毒（手洗いは30秒程度、石鹸・消毒薬の利用）を実施し、感染防止対策に努めてください。

(6) 対人距離の確保

少なくとも、人と人とは接触しない程度の距離を確保してください。

そのうえで、本ガイドラインの趣旨（感染拡大防止）を踏まえ、身体的距離（できるだけ2メートル（参加者同士が対面となる場合等を含む）、最低1メートル）の確保を図る等、感染の拡大防止に努めてください。

(7) トイレの利用

飛沫を防止するため、トイレの蓋を閉めて汚物等を流してください。

(8) 休憩スペース

少なくとも、人と人とが接触しない程度の距離を確保してください。

そのうえで、本ガイドラインの趣旨（感染拡大防止）を踏まえ、身体的距離（できるだけ2メートル、最低1メートル）の確保を図ることや、真正面での飲食や会話を避けること等、感染の拡大防止に努めてください。

(9) 施設使用中の継続的な換気

機械換気による常時換気又は窓開け換気を実施してください。

(10) 消毒

利用した部屋の椅子・テーブル等の備品やドアノブなど人が触れる部分については、使用状況に応じて、利用後に消毒を行ってください。

(11) ゴミの廃棄

ア 使用済みのマスクは持ち帰ってください。

イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れ密閉して廃棄してください。

(12) その他の留意事項

ア 飲食を行う場合の留意点

前記の事項に加え、以下の点に留意してください。また、重症化リスクが高い方等への、より一層の配慮をお願いします。

(ア) 大皿は避けて料理を個々に分け、他者と共有することのないようにしてください。

(イ) 座席の配置は十分に距離をとり、対面とないようにしてください。

(ウ) 会話は控えめに。

(エ) 飲酒は認められません。

イ 備品の共用等

備品等を共用する場合は、使用後に、当該備品等や各自の手指の消毒を適切に行う等、接触感染対策を行ってください。

ウ イベントで感染者が発生した際の、参加者への注意喚起等

イベントの規模に応じて、後掲する3(1)・3(2)による必要な対応を行うようにしてください。

エ その他

本ガイドラインに規定がない事項については、国や県のガイドライン等に基づいて対応を行ってください。

※なお、社会体育施設については、独自のガイドラインにより判断する。

※「兵庫県新型コロナ追跡システム」は、令和4年3月31日をもってシステムの運用が終了しました。

※国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）は、令和4年11

月より機能を停止しました（厚生労働省の運用による）。

2 施設管理者において実施する事項

施設管理者は、利用者の利用内容を確認し、その他必要な対策の実施に留意してください。

(1) 施設利用の注意点の明示

ホームページ及び施設の入り口などに、施設利用の注意点を明示するようにしてください。

(2) 利用時間の短縮

時短要請はありません。

(3) マスクの着用等に関する周知・依頼

施設におけるマスクの取り扱い（前記1(4)）を周知・依頼する。

(4) 手指消毒剤の設置及び周知

ア 入口付近にアルコール消毒液等を配置するとともに、こまめな手洗いや手指消毒（手洗いは30秒程度、石鹸・消毒薬の利用）を呼びかける。

イ 各室内（会議室・集会室等）にもアルコール消毒液等を配置するよう努める。

ウ 備品等を共用する場合は、使用後に当該備品等や各自の手指消毒を適切に行うことを周知する。

(5) 来場者の体調の確認

ア 自宅で検温をしていただき、37℃以上の発熱がある場合は入館又は入場をお断りする可能性があることを周知する。

イ 検温していない来場者には検温を実施し、37℃以上の発熱がある場合は、本人に体調等を確認のうえ、場合によっては入館又は入場をお断りする。

(6) 利用定員の縮小・対人距離の確保

ア 利用定員の考え方（1(2)参照）について周知する。

イ 施設内（休憩スペース等を含む）において、対人距離の確保等（1(6)参照）等、利用者の健康を守る観点から、感染の拡大防止に努めていただくことについて周知を行う。

(7) 窓口での感染防止策

対面する窓口では、必要に応じて、パーテーション等（換気を妨げない方法とする）による飛沫感染防止対策を行う。

(8) 換気

- ア 屋内施設については、施設利用者に対して換気の実施（1(9)参照）について周知する。また、休憩スペース等の換気を同様の方法で実施する。
- イ 換気能力を確保するため、換気設備の適切なメンテナンス等に取り組む。
- ウ 換気が困難な場合は利用不可とする。

(9) 施設の消毒等

- ア 不特定多数が接触する場所を中心に、使用頻度に応じてアルコール等で適切に消毒を行う。
- イ 利用者に対して、備品やドアノブなどの人が触れる部分について、利用後に消毒を行うよう努めて頂くことを周知する。
- ウ トイレの蓋を閉めて汚物等を流すよう表示する。

(10) ゴミの廃棄

- ア 使用済みのマスクは持ち帰るよう掲示する。
- イ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して廃棄するよう周知する。
- ウ ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。（ゴミの回収を委託している場合は、マスクや手袋は委託事業者に準備してもらう。）

(11) その他の留意事項

- ア 飲食を行う場合の留意点に関する周知
前記1(12)アの留意点について周知を行ってください。
- イ 施設内で体調を崩し感染が疑われる者が発生した場合
 - (ア) 速やかに別室へ移し、隔離する。
 - (イ) 対応する職員は、適切な防護対策を講じる。
 - (ウ) 必要に応じて救急搬送を要請する。
 - (エ) 主催者（代表者）に対して、イベントの規模に応じて、下記3(1)・(2)による必要な対応を行うように求める。
- エ その他
本ガイドラインに規定がない事項については、国や県のガイドライン（業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房）他）等に基づいて対応を行ってください。

※なお、社会体育施設については、独自のガイドラインにより判断する。

※「兵庫県新型コロナ追跡システム」は、令和4年3月31日をもって

システムの運用が終了しました。
※国の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）は、令和4年11月より機能を停止しました（厚生労働省の運用による）。

3 その他

(1) 「感染防止安全計画」の策定等について

参加人数（「一時」の参加人数とする）が5,000人超、かつ収容率50%超・人と人が触れ合わない程度の間隔で開催するイベントについては、県に「感染防止安全計画」を提出してください。

(2) 施設利用時の新型コロナウイルス感染症対策確認シートの保存等

上記(1)への該当有無にかかわらず、主催者（代表者）は「施設利用時の新型コロナウイルス感染症対策確認シート」（別紙。以下「確認シート」とします。）を事前に作成し、利用施設に提出してください。施設管理者は、提出を受けた確認シートについて、イベント終了日から1年間の保管を行ってください。

また、感染拡大の防止を図るため、主催者（代表者）は、不特定の者が参加するイベント等を開催するときは、開催案内に感染対策の内容を記載する等により、参加者への事前周知を図ってください。参加者が特定される場合には、参加者に感染対策の内容を伝えるようにしてください。

(3) イベントで感染者が発生した場合の対応等

イベントで感染者が発生した場合、主催者（代表者）は、参加者への迅速な周知・注意喚起を行ってください。

クラスターの発生や感染防止策の不徹底などの問題が生じた場合には、主催者（代表者）は、速やかに利用施設と保健所に報告してください。

報告を受けた施設管理者は、速やかに市の新型コロナウイルス感染症対策本部事務局に報告してください。必要な対応が生じた場合には、施設管理者及び利用者は、係る対応を実施してください。

(4) 花火大会・祭りなどの屋外イベントにおける留意事項等

兵庫県ホームページ（「花火大会・祭りなど屋外イベントに求める感染対策の基本的な考え方」）を確認してください。

(5) 市主催イベント・大会等の開催について

本ガイドライン及び関係するガイドライン等に基づく対策を行い、実施してください。

(6) 利用者名簿の作成について

感染拡大防止対策の観点からの利用者名簿の作成は不要とします。

[改定年月日]

令和2年 7月 1日改定

令和2年 7月 23日改定

令和2年 8月 24日改定

令和2年 9月 19日改定

令和2年 12月 1日改定

令和3年 1月 13日改定

(1月 18日適用)

令和3年 2月 25日改定

令和3年 3月 4日改定

(3月 8日適用)

令和3年 4月 2日改定

(4月 5日適用)

令和3年 5月 10日改定

(5月 12日適用)

令和3年 5月 31日改定

(6月 1日適用)

令和3年 6月 18日改定

(6月 21日適用)

令和3年 7月 9日改定

(7月 12日適用)

令和3年 7月 30日改定

(8月 2日適用)

令和3年 8月 18日改定

(8月 20日適用)

令和3年 9月 30日改定

(10月 1日適用)

令和4年 4月 1日改定

(4月 1日適用)

令和4年 6月 1日改定

(6月 1日適用)

令和5年 1月 1日改定

(1月 1日適用)

令和5年 2月 6日改定

(2月 6日適用)

令和5年 3月 1日改定

(3月 13日適用)